29　削除	29　(1)　東京都北区西が丘３－６－６　(125.80) (2)　東京都足立区扇３－13－12　(30.40)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度46分06秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［30～85　略］	［30～85　同左］	
［２～４　略］	［２～４　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十一　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～11　略］		
12　削除		
［13～24　略］		
25　削除		
26　削除		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～11　同左］		
12	(1)　茨城県水戸市田谷町字飯田道東2278－１　(86.10) (2)　茨城県那珂市戸字大境6089－４　(78.20)	北緯36度26分15秒東経140度27分07秒の地点と北緯36度26分54秒東経140度26分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～24　同左］		
25	(1)　茨城県筑西市乙472－１　(99.30) (2)　茨城県筑西市森添島字井沼1200－10　(84.80)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度20分18秒東経139度56分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　茨城県筑西市乙472－１　(105.70) (2)　茨城県筑西市門井792－１　(92.20)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度20分07秒東経140度01分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域